

令和3年度 事業計画

城陽市東部丘陵地の山砂利採取地において、採取後における跡地の一体的有効利用に資するための修復整備を目的として、建設発生土の搬入受入を行うこととし、併せて埋戻事業の安全の確保、建設発生土の監視の徹底を行い、早期修復整備に向けて次の事業を行う。

1 埋戻事業

山砂利採取跡地の修復整備と山砂利採取跡地及びその周辺の公共施設の整備に必要な資金の確保を図るため、建設発生土の受入による山砂利採取跡地の埋め戻しを行う。

(1) 受入事業

令和3年度の搬入計画台数は、10t車換算で160,000台とする。

①総量管理

契約土量の総量管理を図るため、建設発生土の受入に当たり、搬入車両を集中監視場所に進入させ、トラックスケール及び搬入カード（ICカード）等を利用したシステムによる計量を行う。

②施設維持管理

円滑な受入体制を維持するため、近畿砂利協同組合と協同で、ダンプ専用道路及びタイヤ洗浄設備等の場内施設の維持管理を行う。

(2) 分析検査事業

受入土の安全を確保するため、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に定めるもののうち、農用地に係るもの（カドミウム、砒素及び銅の含有量試験。）を除く28項目の溶出試験を行う。

①事前分析検査

受入契約前に、現地調査と分析検査を行う。

②中間検査

搬入期間が長期にわたるもので、事前分析検査から概ね1年以上経過したものについて、再度の現地調査と分析検査を行う。

③抜取検査

搬入中のものから適宜、無作為に分析検査を行う。

④定期検査

搬入中のものから毎月定期的に、無作為に分析検査を行う。

(3) 監視事業

安全、安心な埋め戻しを行うため、必要な監視を行う。

①受入処分地における監視

危険防止及び不法投棄防止を図るため、受入処分地に監視員を配置し、安全確認を行う。

②計量所における監視

産業廃棄物の混入防止を図るため、計量所に監視員を配置し、安全確認を行う。

計量所における手続きが終了した後、搬入車両（展開検査車両を除く）は、それぞれの事業所の処分地に向かい、搬入を完了する。

③展開検査

産業廃棄物の混入防止を図るため、任意の荷下ろし検査（展開検査）を行う。

展開検査を実施した建設発生土は、約1ヶ月単位で展開検査場所にストックした後、近畿砂利協同組合に委託し、それぞれの事業所の処分地にそれぞれの埋め戻し土量分を運搬して埋め戻す。

(4) その他

周辺道路等の環境保全を図るため、必要な事業を行う。

①道路清掃

環境美化と通行の安全を確保するため、城陽市並びに近畿砂利協同組合と協力し、機械及び人力により東部丘陵地周辺の道路及び道路付属設備の清掃を行う。

②夜間パトロール

不法投棄の防止と環境美化を図るため、近畿砂利協同組合と協同で、東部丘陵地周辺の夜間パトロールを実施する。

③安全対策

長池及び青谷計量所の渋滞対策に対応するため、交通整理員を配置する。

2 環境対策事業

土壌及び地下水の保全を図るため、必要な事業を行う。

なお、当該事業は、公益目的支出計画の対象となる継続事業である。

(1) 地下水モニタリング調査

埋戻事業に伴う地下水への影響の有無を検証するため、事業所等の協力を得て事業所内の既存井戸 2 箇所及び公社が設置した観測井戸 2 箇所のモニタリング調査を実施する。

なお、当該調査結果をもって、土壌・地下水の保全に係る審議会の指導等を受ける。

(2) 土壌・地下水の保全に係る審議会

埋戻事業に伴う土壌及び地下水の安全を確保するため、「土壌・地下水の保全に係る審議会」を適宜開催する。

なお、近年では時折基準値を超える数値は出るもののその量は微量であり自然由来である、これまでの結果から審議会としての使命終わったのではと見解が示されていることから、令和3年度の調査、審議会設立からのとりまとめをもって、審議会を閉じる方針としている。

3 管理

(1) 会議

評議員会、理事会、運営委員会、事務局会議等の会議を適宜開催する。

(2) 公益目的支出計画の実施

一般財団法人へ移行に伴い、公益目的支出計画の実施及び報告等を行う。

